

福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）補助金実施要領
（外来対応医療機関確保事業分）

（趣旨）

第1条 この要領は、福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）補助金（以下、「本補助金」という。）のうち、外来対応医療機関確保事業分の運用について、福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するところによるほか、必要な事項を定めるものである。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくため、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の支援を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び地域医療提供体制を確保することを目的とする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前においては「診療・検査医療機関」以下同じ。）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関とする。

2 事業者等の要件は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 県内に事務所等を有する団体等であり、継続的な活動が行われていること又は行える体制を有していること
- (2) 福島県暴力団排除条例（平成23年県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等でないこと
- (3) 宗教活動又は政治活動並びに特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした活動を行っていないこと

3 前項第2号に規定する事業者等は、別紙暴力団等排除に関する誓約書の提出を以て、同号に該当しないことを証するものとする。ただし、事業者等のうち市町村については誓約書の提出を免除する。

（補助対象経費等）

第4条 交付要綱第2条第1項第1号別表で規定する補助対象経費等のうち、外来対応医療機関確保事業については、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象経費は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に事業着手（発注、契約締結等）し、事業完了（納品等）した経費を対象とする。

3 この補助金に係る補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の補助金、寄付金等の交付を受けないこと。

4 補助事業者等が、やむを得ない事情により交付申請以前に事業を開始する場合は、内容

を審査した上で、補助の対象とすることが適当であると認められる期日に遡及して補助の対象とする。

(申請内容の審査・補助金の交付決定)

第5条 知事は、受理した申請書について、次の各号に掲げる項目を審査し、採否及び補助金の交付額を決定するものとする。

- (1) 事業実施計画が、補助事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること
- (2) 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること

(その他)

第6条 補助事業の実施に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 令和5年度中は外来対応医療機関として継続して知事の指定を受けていること。なお、同年度中に当該指定を受けないこととなる場合は、知事がやむを得ないと認めた場合を除き、交付した補助金を返還させることがある。

附則 この要領は令和5年5月8日から施行し、令和5年度補助事業から適用する。

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
外来対応医療機関確保事業	1施設当たり 500,000円	外来対応医療機関の新設に伴い必要不可欠な初度設備等に係る経費のうち、次のア～オに係る需用費（消耗品費、修繕料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金 (※1) ア 患者案内のための看板の設置料 (※2) イ ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費 (※3) ウ 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 (※4) エ 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費 (※5) オ 非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費	10/10

- ※1** 令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に事業着手（発注、契約締結等）し、事業完了（納品等）した経費を対象とする。
- ※2** 「外来対応医療機関」であることを看板に明記するとともに、発熱患者等の誘導に配慮したものとすること。
- ※3** ホームページそのものを新たに整備する場合や、ホームページ全体を改修する場合であっても、原則として、「外来対応医療機関であることを明記するための経費」を分けること。その上で、「ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費」のみを対象とする。
また、ホームページへの掲載内容は、「外来対応医療機関であることを」を明記した上で、診療時間の掲載など発熱患者等に配慮したものとすること。
- ※4** 改修費については、工事費（固定資産に計上するもの）は除く。
- ※5** パルスオキシメーター以外の医療機器の整備にあつては、「外来対応医療機関の新設に伴い真に必要不可欠である理由書（任意様式）」を補助金申請時に提出すること。